

保長介第5382号
令和3年1月18日

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の再発出に伴う事業所の運営について(通知)

日頃より本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症が拡大する中、令和3年1月7日に埼玉県を含む首都圏を対象地域とした緊急事態宣言が再発出され、その後、対象地域が拡大されている状況にあります。

国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」におきまして、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」につきましては、事業の継続を要請するものとされていることから、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

各事業所におかれましては、これまでも感染防止対策を講じていただいているところではありますが、定期的な換気や感染防護具を活用するなど、より一層の感染防止対策の徹底をお願い申し上げます

なお、新型コロナウイルス感染防止に関する情報等につきましては、本市ホームページに随時ホームページに掲載いたしますので、ご確認お願いいたします。

【参考】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

(たどり方) トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>指定申請・共通

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p075655.html>

【担当】

保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

電 話 048-829-1265

ファックス 048-829-1981

メール kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp